



危険ドラッグを吸引した男が7人を死傷させた事故(2014年6月・東京)



飲酒運転により1人が重傷、3人が死亡した事故(14年7月・北海道)



てんかん発作が原因の事故。犯人を含め15人が死傷(12年4月・京都)



18歳少年の無免許運転により10人が死傷した事故(12年4月・京都)

※4つの写真は記事中に登場する人物とは無関係です。写真提供◎読売新聞社

ルポ

“逃げ得”は今も続く

悪質な交通事故の実態と遺族の終わらぬ苦しきみ

取材文◎柳原三佳
ジャーナリスト、ノンフィクション作家

無免許や飲酒運転など、危険運転による交通事故が後を絶ちません。昨年は危険ドラッグ吸引による重大事故も相次ぎ、社会問題となりました。しかし、交通事故は加害者の故意性を立証することが難し

く、悪質な事故も過失として処理され、軽い刑罰で終わることが多いのが現状です。事故で突然大切な家族を奪われたうえ、加害者の理不尽な供述や警察の捜査不足により苦しむ遺族の姿に迫ります

「苦しくても死ねない。これが生き地獄です」

「事故の前夜、夫は出張先から電話をくれました。その日はなぜか娘が、『パパ、パパ』と甘えて話したかった。

それから私と1時間くらい話したでしょうか。最後に『俺も1カ月頑張ってくるけん、お前も頑張れよ』。それが本当に最後の会話になってしまいました」
2014年7月1日、千葉地方裁

判所の証言台に立った宇都宮佑季さん(28歳)は、時折声を詰まらせながら、遺族の思いをまとめた陳述書を読み上げた。証言台のすぐ横にある被告人席には、起訴されたタイ人の女(41歳)が、黒い上着を着て俯き、黙って佑季さんの言葉を聞いている。「なぜ、お酒を飲んでいたので運転したのですか。なぜ運転代行かタクシーを呼ばなかったのですか」
佑季さんの言葉は途中で何度も区切られ、その都度、書記官の隣の通訳によってタイ語に訳されていく。

「あなたのせいで、人生が変わりました。私の心は疲れ果ててしまった。でも、子どもがいるので死ぬわけにもいきません。どんなに苦しくても死ぬこともできない……。これが生き地獄です」

事故が起きたのは、13年8月20日未明のこと。福岡県に住む宇都宮裕さん(当時27歳)は、出張先の千葉県八街市で夕食を取った後に同僚2人とコンビニへ買い物に行く途中、後ろから走ってきた車にはねられた。同僚の1人は重傷、一番後ろを歩いていた裕さんは、外傷性くも膜下出血で間もなく死亡が確認された。



上/裕さんと長女・羽咲(うさ)ちゃん。3人の子どものうちも優しかった。下/左から裕さんの母親・恵美子さんと長男、妻の佑季さんと羽咲ちゃん(写真提供◎読売新聞社)

加害者は、夫と2人の子どものともに現場近くに住むタイ人の主婦Kだった。冒頭陳述によると、その夜、Kは車で近所の飲食店に行き、ウイスキーの水割りを4杯飲んだため、夫を迎えを頼んだ。ところが、到着した夫が女性従業員と親しげに会話したことに嫉妬し、腹立ちまぎれに車のハンドルを握って1人で帰宅しようとしたというのだ。

事故はその途中で発生した。フロントガラスは衝突の衝撃でクモの巣状に割れたが、Kは車を停止することなく、そのまま約100メートル先まで走行を続けたという。

飲酒運転による死亡事故。しかも、ひき逃げという悪質な事案だったこともあり、誰もがKは危険運転致死傷罪で裁かれるものと信じた。しかし、検察はKを自動車運転過失致死傷罪で起訴。最高刑は前者が20年、後者が7年と、3倍近い差がある。

「事故直後にきちんと捜査されていれば」

私はこの裁判を毎回傍聴していた。公判のたび、Kは法廷の真ん中で土下座し、遺族に向かって「ゴメンナサイ、ゴメンナサイ」と謝罪。だが、いざ尋問が始まるとこう主張する。「車内で音楽を変えるためにダッシュボックスからCDを取り出し、タイトルを見たりしたので、わき見運転になってしまった」

飲酒の影響ではなく、あくまでもわき見が事故を誘発したというのだ。また、衝突直後に車を停止させなかったことについては、「衝撃は感じたが人とは思わなかった。道路脇に止めてあったバイクが何かにぶつかったのかもしれないと思った」。

しかし、フロントガラスが割れるほどの衝撃を受けていながら、「人とは思わなかった」という理由だけで、そのまま走り去ろうとすることが果たして許されるのか——裁判を傍聴するたびに、疑問を禁じえなかった。

そして、事故から11カ月後、千葉地裁が言い渡した判決は禁固2年。求刑の半分に過ぎなかった。遺族の代理人をつとめた崎山有紀子弁護士によると、「自動車運転過失致死傷罪は、たとえばわき見運転や居眠り運転などが原因で起きた事故の加害者が対象となり、前科のない場合、執行猶予がつく判決が多い。2年の実刑ということは、裁判所が事件の実態について十分考慮したと考えられます」。

しかし、警察がすぐに飲酒検知を行っていたら、酒気帯びの基準値を超えていた可能性もあるという。ひき逃げ(救護義務違反)についても、事件直後から関係者に聴き取りをし、実況見分を行っていたら起訴できたかもしれない。

わき見運転になってしまった。衝撃は感じたが人とは思わなかった

自動車運転死傷行為処罰法とは

交通事故で人を死傷させた場合の罰則を強化した、2014年5月施行の新しい法律。被害者や遺族の要望、世論の高まりを受けて成立した。新設された主な内容は以下の通り。

酒や薬物などを摂取し、人身事故を起こした後、逃走してその事実を隠そうとした場合

最高刑 ● 懲役12年
(過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪)

酒や薬物、特定の病気によって正常な運転に支障が生じる恐れがある状態で死亡事故を起こした場合

最高刑 ● 懲役15年
(対象となる病気は政令で定める)

危険な速度で逆走したり、通行禁止道路を走行して人身事故を起こした場合

最高刑 ● 懲役20年

無免許で上記の事故を起こした場合、
刑罰をより重くする

家族の死を無駄にしたいくない

ここで述べた3つのケースのよう

検察に内容証明を送ったことで再起(再び事件を掘り起こして新たに処分すること)となったが、結果は不起訴。
納得できない遺族が検察審査会に申し立てを起したところ、「大きな衝突音や衝撃があったにもかかわらず、運転手が何もせず走り去ったことは理解の範囲を超えている」として、不起訴不当の判断が下された。しかし、検察は14年3月末、ひき逃げでは起訴しない方針を遺族に告げた。鈴木さんは今年4月、3度目の異議申し立てを行ったところだ。

「危険な運転行為」の要件として、「アルコールや薬物の影響により正常な運転が困難な状態で車を走行させて人を死傷させた場合」や、「車の進行を制御する技能を持たずに走行させていた場合」など、複数の要件が定められているのだが、これを立

ひいたのは人ではなく袋に入ったゴミか石だと思った

に、飲酒運転やふざけた蛇行運転などで人を死亡させたり、人をひいた可能性があるので確認もせず走り去るなど、客観的に見れば明らかに悪質な交通事故であっても、危険運転致死傷罪が適用されることは極めて少ない。

証するのは非常に難しいのである。前出の宇都宮さんのケースの場合、「酒の影響で正常な運転が困難な状態」だったことを立証する必要はある。加害者が直前まで酒を飲んでいただけは事実だが、事故から約1時間半後に測定されたアルコール濃度は、酒気帯びと判断される基準(0.15mg/L)に達していなかった。そのため、地元警察は「しらふの人と同じ扱いになる」と説明し、事故は「過失」として扱われたのだ。さらには「走り去ったのが100メートル以内ならひき逃げにはならない」と、理解しがたい説明まで繰り返した。

軽くなるという逃げ得を防ぐための規定で、懲役は最高12年。
しかし、「(ひいたのが)人とは思わなかった」とさえ供述すれば「過失」だったということになり、容易にこの罪から逃れられるのも事実だ。前出の鈴木さんは「全国悪質運転ZEROの会」を立ち上げ、この春にも法務大臣に「停止・確認義務違反という新たな罰則を作してほしい」という要望書を提出する予定である。「相手が人か物かにかかわらず、衝撃を感じた場合は必ず停止し、何に当たったのかを確認すべきです。そうしなければ、父のように命を奪われる人がまた出てきてしまう」

*

交通事故に関する法改正は、家族を失った遺族の切実な願いがきっかけになることが多いが、改正されてもなお、さまざまな捜査や加害者の供述によって抜け道が生まれている。厳罰化の背景には、「真実を知りたい」、そして「安全意識を高め、これ以上悲惨な交通事故の起きない世の中にしたい」という遺族の思いが存在しているのだ。ハンドルを握る瞬間、それを忘れないでほしい。

やなぎはらみか 1963年京都府生まれ。交通事故や司法問題などを中心に執筆。「巻子の言葉」交通事故被害者は一度泣かされる「柴犬マイちゃんへの手紙」など著書多数



水島紀夫さんと妻・納子さん。大切な孫2人の命を奪われ、今も事故の後遺障害に苦しむ。真ん中は、2人が大好きだったという飼い犬

一緒にいた祖母が重傷を負うという悲惨な事故が発生した。亡くなった子どもは仲のいいいとこ同士。冬休みを利用して祖父母の家に遊びに来ており、犬の散歩から帰宅する途中の出来事だった。加害者の男(当時20歳)は、事故直後の取り調べに「遊びで蛇行運転をしようと思っ

た」と供述。制限速度をはるかに超える時速95キロで走行していたこともあり、危険運転致死傷罪で起訴された。

ところが、裁判の途中で「蛇行運転は覚えていない。時速は75キロ程度で、単なるハンドル操作のミスによる事故だった」と主張を翻したのである。結果、刑事裁判の途中で、自動車運転過失致死傷罪に罪名が変更され、懲役15年の求刑に対し、7年の判決となった。

2人の孫を失った水島紀夫さん(72歳)は、憤りを滲ませながら語る。「裁判中に大きく供述が変わり、当初警察が認定していた走行速度も下がりました。しかし、本当に時速75キロで走っていたなら、私たちに突っ込む前に車を制御できたのではな

覚えていない。ハンドルの操作のミスによる事故だった

いでしょうか

今も事故現場を通るたび、「あれがたあの過失」とはあまりにもひどい」という気持ちで湧き上がり、水島さん夫妻を苦しめている。

逃走したのにひき逃げとされない

愛知県に住む鈴木徳仁さん(45歳)は、父親をひき逃げによって亡くした。事故は12年7月27日未明、名古屋市内の見通しのいい直線道路で起きた。この日、父・登喜夫さん(当時69歳)は、飲食店で食事を済ませた帰り道に、歩道の縁石につまずき車道側に転倒。その後、白い乗用

車が彼の体に乗り上げた。一緒にいた同僚が「待て！」と叫んで追いかけたが、車は速度を上げて逃走。登喜夫さんは病院で死亡が確認された。事故から約1時間半後、実況見分が行われていた現場に1人の男性がやってきた。いったん帰宅したものの、「何かひいた」と感じ、妻に促されて戻ったのだという。運転してきた車にはその供述を裏づける痕跡が残っていたため、男性は任意同行を求められ、この場所で被害者をひいたことを認めたのだ。ところが、思わぬかたちで事件は処理されていく。加害者の男(当時36歳)が「ひいたのは袋に入ったゴミか石だと思っ



鈴木登喜夫さんが亡くなった事故現場。加害者は鈴木さんを助けることなくその場を去った

た」と供述したため、前出の宇都宮さんのケースと同じく、ひき逃げには当たらず、略式起訴に。処分は罰金30万円のみだった。再捜査を求めて、